

「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業」(以下「本事業」という。)について、令和7年7月22日付けで公募型プロポーザル方式による公告を行ったところ、1グループから提案書の提出がありました。

提出された提案について、令和7年10月23日に本事業に係るプロポーザル審査委員会による審査を行い、優先交渉権者を選定・決定したため、以下のとおり公表する。

なお、プロポーザル審査委員会による審査講評は、11月中旬に公表する予定である。

令和7年10月31日

東松島市長 涠美 巖

第1 事業の概要

1 事業名

東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業

2 事業場所

宮城県東松島市川下字内響131-97

3 事業の目的

東松島市（以下「市」という。）は、平成23年度から東松島市学校給食センターにおいて、市立の小学校及び中学校の学校給食を民間事業者の技術的能力等を活用したPFI事業（以下「現事業」という。）により実施してきたが、当該現事業は、令和8年3月末に事業期間が終了する。

市は、現事業の終了後においても、引き続き、学校給食を適切な衛生管理のもとで提供する給食事業を継続していく方針である。そのため、本事業では、民間事業者の技術的能力等を活用した包括委託事業により、現事業で整備された施設等を継続して利用し、当該施設等の維持管理業務及び給食提供の運営業務を実施することで、より良い学校給食を提供することを目的とする。

4 事業期間

本事業期間は、事業契約締結日から2036（令和18）年3月末までとする。

5 事業方式

本事業の事業方式は、施設等の維持管理業務及び給食提供の運営業務を包括的に実施する包括委託事業とする。

第2 資格審査の結果

参加資格審査申請書について、1 グループから提出があり、参加者が備えるべき参加資格を満たしていることを確認した。

第3 提案審査の結果

資格審査を通過した 1 グループから提案書の提出があり、基礎審査の後、定性審査を実施した。その結果、120 点満点中 84.95 点となった。価格審査は、上限額の範囲内であった。

第4 優先交渉権者の選定

事業者選定基準に基づき、提案審査（基礎審査・定性審査・価格審査）を行い、市はその結果を踏まえ、株式会社ジーエスエフを代表企業とするグループを優先交渉権者として選定した。

優先交渉権者のグループ構成員

代表企業：株式会社ジーエスエフ

構成員：三菱電機ビルソリューションズ株式会社北日本支社、日本調理機株式会社東北支店、八千代エンジニヤリング株式会社北日本支店

第5 提案価格

2,123,000,000 円（税込）

第6 事業スケジュール（予定）

今後の予定は、以下のとおりである。

令和7年11月上旬	優先交渉権者との基本協定書の締結
11月中旬	審査講評の公表
12月中旬	見積合わせ
12月中旬	事業者との包括委託契約書の締結、事業開始